

市内高等学校硬式野球部甲子園大会出場支援基金に関する細則

川口市野球連盟規約（以下、「規約」という。）第40条の規定により、「市内高等学校甲子園大会出場支援基金に関する細則（以下、「本細則」という。）」を定めるものである。

（趣旨）

第1条 本細則は、規約第2章第3条及び第4条4の規定に基づき、川口市内に所在する高等学校硬式野球部が甲子園大会（全国高等学校野球選手権大会又は選抜高等学校野球大会）に出場する際の経費を支援するため、その詳細を明確にするものである。

（原資）

第2条 本基金は、「埼玉アストライアを応援する川口市民の会（平成28年5月11日設立、令和3年7月15日改再編）」からの寄付金2,000,000円を原資とする。

（使途）

第3条 本基金は、市内高等学校硬式野球部が甲子園大会に出場する際、1大会につき1,000,000円を限度として支援することとし、当該支援金の決定は理事会の承認を得ることとする。

（支援）

第4条 本基金で支援できる市内高等学校硬式野球部は、次の学校とする。ただし、川口市内に所在する高等学校で新たに硬式野球部が創部された場合は理事会の承認を得て追加するものとする。

- 1 川口市立高等学校
- 2 県立川口工業高等学校
- 3 県立川口高等学校
- 4 県立川口青陵高等学校

（取り扱い）

第5条 本基金は、川口市野球連盟の会計の取り扱いに準じ、毎年川口市野球連盟定期総会において報告することとする。

（附則）

第6条 本細則は、令和3年8月26日に施行する。